

(※1)空家等に関する対策の実施体制の整備

(1)庁内推進体制の整備

建築局が中心となり、区役所、政策局、財政局、市民局、健康福祉局、資源循環局、都市整備局、道路局、消防局などから構成される庁内プロジェクトを設置し、関係区局が連携して取組を進めます。

(2)空家等に対する相談対応体制について

■【空家所有者・管理者 対象】

所有・管理している空家についての相談対応

横浜市内に空家を所有している、又は管理している方が抱える様々な問題について、不動産や法務、建築などの専門家団体と連携し、相談窓口を設けています。

不動産の売買や賃貸に関すること	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 横浜支部
相続や権利関係等に関すること	横浜弁護士会 (28年4月より「神奈川県弁護士会」)
相続登記等に関すること	神奈川県司法書士会
境界の調査・確認等に関すること	神奈川県土地家屋調査士会
建物に関すること	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
空家及び跡地の活用に 関すること	NPO法人 横浜プランナーズネットワーク
不動産の評価に 関すること	一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会

■【近隣住民 対象】

近隣で放置されている空家についての相談対応

まずは相談内容に応じて区役所の担当部署が対応します。相談が多岐にわたる場合は、担当部署が連携して対応します。※括弧書きの部署も連携して対応します。

建物に関すること	区政推進課 (建築局建築安全課)
火災に関すること	消防署 (消防局予防課)
防犯に関すること	地域振興課 (市民局地域防犯支援課)
ごみに関すること	地域振興課 (資源循環局業務課)
衛生害虫等に関すること	生活衛生課 (健康福祉局生活衛生課)
道路側への樹木の繁茂	土木事務所 (道路局管理課)
隣地側への樹木の繁茂	区政推進課 (建築局企画課)

(3)空家法に基づく協議会の組織

本計画を策定するにあたり、空家法第7条に基づき、**平成27年8月に横浜市空家等対策協議会を組織**しました。協議会では、専門的な視点から多角的な議論を行うため、幅広い分野の学識者や専門家などから委員を選出しました。

(※2)特定空家等の対応方針及び判断基準の考え方

(1)特定空家等の対応方針

- ・指導が必要な空家等が継続的に増加するなか、特に早急に改善を図る必要があるような、老朽化が進行し、周辺に著しい悪影響、危険等をもたらすものについて、特定空家等として取り扱い、改善指導を徹底していきます。
- ・まずは、初期指導を行い、その経過や所有者の状況等を踏まえて、特定空家等の可否を判断します。
- ・特定空家等の判断については、関係区局から構成される特定空家等判定委員会(以下「判定委員会」という。)にて行います。必要に応じて、学識経験者、弁護士などに判定委員会への出席をもとめ、又は意見を聞くことができるものとします。また、判定委員会での判断結果については、協議会に報告します。

(2)特定空家等の判断基準の考え方

国のガイドラインに示された基準を参考に、空家等の状態及び周辺への影響等を踏まえ、地域住民の生命、身体、財産、生活環境等に著しく影響を及ぼす恐れがあると総合的に判断されるものを、特定空家等とします。具体的な判断基準については、別途策定します。【具体的な判断基準については、ホームページをご覧ください。】

横浜市空家等対策計画



本市の空家数は増加傾向にあり、特に一戸建の空家のうち、別荘、賃貸・売却用以外の「その他の住宅」は、平成20年から平成25年の5年間で約1.3倍に増加しています。このなかには、適正に管理されず、放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じてきています。少子高齢化の進行に伴い、今後もこのような空家が増加していくものと予想されます。

このため、本市においては、関係区局から構成される庁内プロジェクトを設置し、対策の検討を進めるとともに、不動産、法務、建築、まちづくりNPO等の専門家団体と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家の流通・活用に向けた取組を進めてきました。平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを契機に、本市の基本的な取組姿勢や対策を市民の皆様に示し、空家対策を一層総合的かつ計画的に推進するため、横浜市空家等対策計画を策定しました。

横浜市建築局

1 計画の目的と位置づけ

(1)目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市の基本的な取組姿勢や対策を示します。

(2)位置づけ

空家法第6条に規定する空家等対策計画

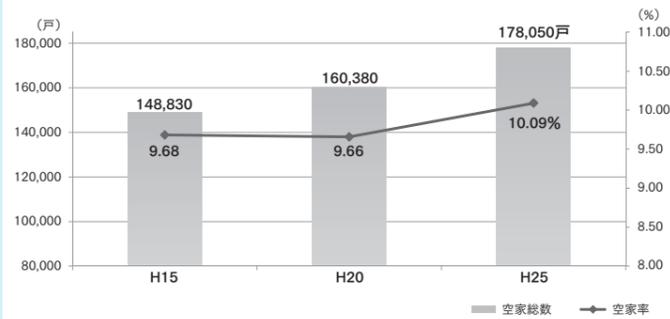
(3)計画期間

2015(平成27)年度から2018(平成30)年度までの**4年間**

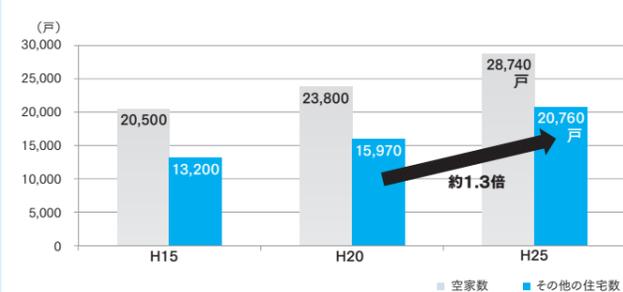
2 横浜市の空家をとりまく現状

- 空家総数は約17万8千戸であり、住宅総数の約1割。
- 全国に比べて空家率は低いが、一戸建の空家は増加している(「その他の住宅」については、5年間で約1.3倍に増加)。
- 郊外部に比べ都心部の空家率が高く、老朽化など課題のある空家も多い(特に密集市街地)。
- 持家で暮らす単身高齢世帯が増加傾向にあり、今後空家化することが想定される。
- 空家化には、所有者の高齢化、相続問題、流通・活用のノウハウ不足等、様々な要因が複合的に関係している。

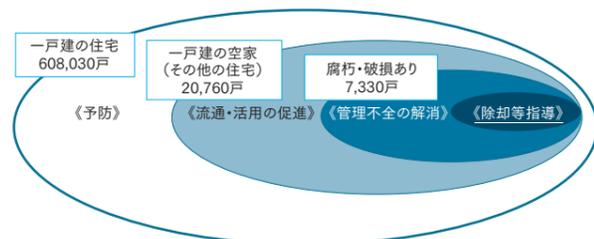
◇空家総数(共同住宅等の空室を含む)



◇一戸建の空家(空家総数とその他の住宅数)



◇一戸建の空家の内訳と対策イメージ



「平成25年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)より

3 空家等対策の基本的な方針

(1)対象とする空家等の種類

対策の主な対象を「**一戸建の空家**」とします。

(2)空家等対策の対象地区

横浜市域のうち、「**主に一戸建の住宅が立地する市街地**」とします。

(3)空家等の調査

平成25年に密集市街地と郊外部を対象に調査を実施しました。今後も施策展開にあたり、必要に応じて地域を絞った形で調査を実施します。

(4)空家等対策の基本的な理念

- 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- 地域の活性化・まちの魅力向上に向けた流通・活用の促進
- 実現に向けた地域住民、専門家団体など多様な主体の連携



(5)空家等に関する対策の実施体制の整備

専門家団体との連携・協力に関する「空家等対策に関する協定」を締結するなど、空家対策に取り組むための実施体制を整えます。【詳細は裏面※1を参照】

(6)空家等対策の取組方針

- 空家化の予防、
 - 空家の流通・活用促進、
 - 管理不全な空家の防止・解消、
 - 空家に係る跡地の活用
- を取組の柱とし、住まいが空家になる前の利用中の状態から、空家除却後の跡地活用まで、住まいの各段階の状況に応じた対策を講じていきます。

4 具体的な施策

(状態)

利用中

空家化

放置・管理不全状態

除却

活用の跡地

①空家化の予防



- 市民への情報発信(啓発パンフレットの配布、様々なツールを活用した広報の展開)
- 納税通知書を活用した全住宅所有者への空家適正管理のお願い
- 専門家団体の相談窓口への案内や「住まいの相談窓口」との連携
- 専門家団体と連携した空家相談会の実施
- 木造住宅耐震等改修補助の実施
- 地域への啓発活動(出前相談会)の検討
- 高齢者ひとり一人への支援に向けた専門家等との連携の検討

②空家の流通・活用促進

◆中古住宅としての市場流通◆



- 専門家団体の相談窓口への案内や「住まいの相談窓口」との連携(再掲)
- エコリノベーション補助(改修費補助)の実施
- エコリノベーションアカデミー(講習会)の開催
- リノベーション事例集の作成
- 子育て世帯や若者の居住促進を目的とした中古住宅の活用(例:子育てりぶいん事業や大学・地域と連携したシェアハウスモデル事業)
- 中古戸建住宅の流通促進の国等の取組との連携の検討(例:インスペクション制度、住宅履歴情報等)

◆地域の活動拠点等住宅以外の用途への活用◆

- まちづくりNPO等と連携した地域活動拠点、社会福祉施設、子育て支援施設への活用マッチング
- 地域の活動拠点等の活用マニュアルの作成と課題解決に向けた検討(法制度、資金面等)
- 空家所有者と利用希望者で情報を共有する仕組み(空家バンク)の検討

③管理不全な空家の防止・解消

◆所有者啓発・地域での取組支援◆



- 専門家団体の相談窓口への案内や「住まいの相談窓口」との連携(再掲)
- 季節に応じた適正管理の注意喚起
- 地域(町内会、社会福祉協議会等)での見守り事例の紹介
- 地域の人材(高齢者)を活かした維持管理の仕組みの構築
- 空家協力事業者の紹介の仕組みの検討

◆行政による改善指導◆

- 空家法を活用した区局連携体制による改善指導の実施
- 本市独自の特定空家等の判断基準の策定【詳細は裏面※2を参照】
- 緊急対応措置の検討

④空家に係る跡地の活用

◆密集市街地対策との連携◆



- 不燃化推進地域における除却補助(建築物不燃化推進事業補助)の実施
- 防災広場としての跡地の活用
- 建築士による調査・助言(木造建築物安全相談事業)の実施
- 跡地を活用した個別建替えや共同建替えの誘導策の検討

◆その他◆

- コミュニティスペース、菜園等跡地活用の検討